

ケアマネジメント実践記録様式・介護保険課題分析標準項目準拠版(Ver. 4.0)について

<Ver. 3.1からの変更点>

平成21年4月からの、要介護認定調査項目の見直し(82項目→74項目)をふまえ、以下の変更を行ないました。

主な変更の内容

- ①今回の改正に伴い、実践記録様式アセスメント票の領域Ⅱの名称を「Ⅱ. 理解・行動」から「Ⅱ. 認知機能及び精神・行動障害」に変更しています。
- ②「Ⅳ. 家事・IADL」については、実践記録様式のアセスメント項目として記載されていた「買い物」が認定調査項目になったこと、また、追加項目の「簡単な調理」については領域Ⅳに加えるのが適当であるため、従来、「1. 自立」「2. 一部介助」「3. 全介助」の3つの選択肢であったものを、認定調査項目に合わせて「1. 介助されていない」「2. 見守り等」「3. 一部介助」「4. 全介助」に変更しました。
- ③追加項目の「集団への不適応」については、領域Ⅴの「A. 生活の質(社会参加)」の「6) 友人・知人との交流」の「他の利用者との関係」と類似した項目であるため、当該項目と入れ換えました。
- ④今回の要介護認定調査項目の「追加項目」を実践記録様式のアセスメント票に追加しました。認定調査項目には、従来通り、「☆」印を付け、ゴシック体で表記しています。また、「除外項目」については、アセスメントの際の必要性を考慮し、実践記録様式のアセスメント項目として残しています。(認定調査項目から除外されたため、明朝体に変更しています。)
- ⑤今回の改正で認定調査項目の番号が変更されたことに伴い、実践記録様式のアセスメント項目の番号を変更し、一部の認定調査項目の文言の変更部分を修正しています。
(例：Ⅱ. 3-3 「生年月日や年齢を答えることが」→「生年月日や年齢を言うことが」)
- ⑥上記の変更に伴い、レイアウトや項目の順番が変更になっている部分があります。

要介護認定調査項目（平成21年4月改正）

	追加項目（6項目）
1	独り言・独り笑い
2	自分勝手に行動する
3	話がまとまらない
4	集団への不適応
5	買い物
6	簡単な調理

	除外項目（14項目）
1	拘縮（肘関節）
2	拘縮（足関節）
3	皮膚疾患
4	飲水
5	じょくそう
6	電話の利用
7	指示への反応
8	幻視幻聴
9	暴言暴行
10	火の不始末
11	不潔行為
12	異食行動
13	環境等の変化
14	日中の生活